

歩道車道分離工事中止に伴う後処理について 2月5日(日)住民説明会及びアンケート結果のご報告

歩道車道分離工事中止の後処理については、12月17日及び12月18日の住民意見交換会でのご意見もふまえ、都合4回の理事会審議を経て今年度内に処理すべき工事請負契約解除の実施方針を立案しました。1月30日の広報アゼリアで、その内容をお知らせするとともに、工事施工後の最終的なあり方については、アンケートを行ないその結果をふまえ次回総会にご提案したい旨をお知らせしました。その内容をご説明するために2月5日に説明会を開催（出席者42人）してご意見を伺いましたが、アンケートの集計結果も得られましたので併せてご報告いたします。

1. 工事中止後の最終的なあり方についてアンケート集計結果（集計562通、回収率40.2%）

- | | | |
|------------------------------|----|-------|
| （案1） 施工済みの工事部分を撤去し元の状態に復旧する。 | 賛成 | ： 7 |
| （案2） 施工済みの工事部分をそのまま残す。 | 賛成 | ： 532 |
| （案3） その他の処理方法。 | 賛成 | ： 23 |

2. 住民説明会・アンケート記載コメントの主なご意見（抄）

138通のアンケート回答用紙にはコメント・ご提案・ご要望等の記載をいただきました。その内容は多岐にわたりますが、2月5日の説明会でのご意見を含め、主なご意見は次のとおりです。

- (1) 施行済み部分は、これ以上費用をかけて復旧工事をする必要はない。
- (2) 歩道のインターロッキング舗装（レンガ舗装）は実施して欲しい。
- (3) パリカーについては管理組合で引き取って売却するか、または有効利用ができないか。
- (4) 清算金の支払いについては、臨時総会を開いて議決すべきではないか。

3. 理事会の考え方について

施工済み工事部分の最終的なあり方については、今回のアンケート結果に基づき、2006年度通常総会にご提案申し上げます。また歩道のインターロッキング舗装の実施提案については、2006年度以降の理事会の検討にゆだねる所存です。

また、業者手配済み資材の処分については理事会でも検討を行い、周辺自治体等に買い取り・引き取りの打診を行いました。引き受け手は見つからず、やむなくキャンセルする方針とした経緯があります。

工事請負業者との契約解除に関しては、組合員の皆様のご理解を得るためにできる限りの広報に努め、清算金額についても組合の負担を可能な限り減らすために業者と度重なる交渉を行ってきました。臨時総会での議決を受け、執行機関である理事会が契約解除の手続きをすすめることについて、なにとぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本工事に関わる契約書、理事会議事録、資材輸入のインボイスなどの関係資料は開示しておりますので、閲覧をご希望の方は管理事務所にお申し出くださるようお願い申し上げます。